

【第2回中央講習会報告及び令和5年6月合同稽古会】の報告

○日 時 令和5年6月11日（日）13：00～16：30 第2回（暫定審判法実施）
会 場 板橋区立小豆沢体育館第二武道場

○13時入室～13時40分まで自由参加で剣道形の稽古

【開 会】13：40 参加者24名

林会長から、挨拶の中で6月24日(土)第59回東京官公庁剣道大会の前に新型コロナウイルス感染症暫定審判法を行う旨お話が有りました。谷口理事長から全日本剣道連盟からの通知3件の概要説明がありその後、池之野事務局長から連絡事項として大会関係、7月以降の稽古会等の説明がなされた。

○6月24日(土)第59回東京官公庁剣道大会、東京武道館で開催無観客、但し付添2名まで(案内済、6月16日まで申込み下さい)

○7月講習会及び合同稽古会 7月22日(土)13～17時 市ヶ谷自衛隊厚生棟2F 体育館 他

○中央講習会の報告 (新型コロナが収束するまでの暫定審判法)について、配布資料をもとに報告がなされた。前段座学では、中央講習会の日時、場所、目的、参加者数の概要説明がなされ、本題の暫定審判法の趣旨①感染予防の観点から②不当なつば競り合い及び意図的な時間の空費防御姿勢による接近する行為の防止についての説明がなされた。暫定審判法は、審判員と試合者が共通に理解しなければならないので試合者も良く配信済の中央講習会報告のPDFをご確認ください。

実技として、審判員となっている方々を中心に研修を行った。先ず、審判員の位置取りを試技者が赤白の目印をつけ時計回りに回っていただき主審と副審二名の位置取りを確認した。次に、やって欲しいこと、相手と接触した場合、接触した瞬間の引き技や体当たりからの技を積極的に出し離れる。また、つば競り合いになった場合は、引き技を出し離れる。技が出ないときは、御互いに押し合うようにして速やかに分かれる。目安の時間はおよそ3秒。双方がばらばらに分かれない。

◎やってはいけないことは、規則第1条(試合者は公明正大)に抵触するものは合議のうえ反則となる。

(合議⇒反則) 例意図的な時間の空費、防御姿勢で相手に近づく(勝負回避)離れようとしなことや、相手が離れようとするのにくっついていく行為等。

その他、接近した状況からの掛け声などは感染防止の観点から「指導」し指導後も繰り返されるようであれば合議のうえ反則を適用する。(注意⇒合議⇒反則)

審判法の解釈(質問事項と解説)をよく確認していただき理解してください。

◎昨日の講習の折、質問事項等が有ったので掲載します。

①主審、副審2名がコート内で間隔をとり正面に立礼をして副審が配置につくとき開始線の外側を移動する。

審判の交代時の移動は、剣道試合・審判・運営要領の手引き P15 のとおり開始線の内側を通り定位置につく。

(二等辺三角形で真直ぐに移動)

②接触又は、つば競り回避のため一方が場外に出た場合で副審が仮に場外反則の表示をした場合、合議をしてつば競り等回避のためのものであれば反則としない。その時の、表示は無く「始め」の宣告で試合再開となる。合議の結果、不用意な場外と判断された場合は旗の表示を行い反則の表示をする。

③ 接触・つば競りを回避するために一方だけが離れた場合で、もう片方がそのまま、又はついていった場合は合議のうえ反則となりえる。

大会前に、審判員及び試合者は再度新型コロナが収束するまでの審判法をよく理解して大会に臨んでください。 以上